

議会運営委員会

日 時 令和7年3月11日（火） 時 分～
場 所 全員協議会室

1 予算特別委員会について

（1）正副委員長互選結果

委員長：木村 勲 議員 副委員長：大石 慶明 議員

（2）審査日程 3月13日（木）～21日（金）

○会派会議予定 3月21日（金）午後 ※全体会採決前

（3）審査資料

○亀岡市一般会計及特別会計予算書

○亀岡市一般会計及特別会計予算説明書

○当初予算（案）施策の概要

2 本日（3月11日）の議事等について

（1）議事日程

諸報告

（予算特別委員会正副委員長名、地方自治法第180条関係（1件））

第1 第61号議案から第70号議案及び第72号議案

（委員長報告～表決）

（2）本日（議会運営委員会後）の会議予定

<会派会議>

①本会議（委員長報告～表決等）

②13：00（予定）～ 総務文教常任委員会（条例等審査）

<予算特別委員会事前調整（予特正副委員長）>

3 討論について

4 採決順序について【別紙No.1】

【次ページに続く】

5 意見書等提出期限 3月24日(月) 10:00

6 討論通告期限 3月25日(火) 16:00

【対象】 第1号議案から第40号議案 当初予算議案 40件
第41号議案から第57号議案及び第71号議案 条例議案 18件
第58号議案から第60号議案 その他議案 3件

7 例規改正について【別紙No.2】

(1) 委員会条例(部設置条例の一部改正に伴うもの)

・「全国都市緑化フェア推進室」を所管する常任委員会の決定

8 その他

(1) 議会活性化の取組の検討(令和7年度)

○候補日 4月 日() 午前 もしくは 午後

(2) 次回の議会運営委員会等

3月26日(水) 11:00～ 議運事前調整(正副議長・正副委員長)

13:30～ 幹事会・議会運営委員会

(3) 本会議再開時刻

採決順序

1 議 案【起立表決】

順	議案番号	議案内容（略）	採決対象	単独・一括
1	第61号～第70号	【予算】 一般補正（第7号）、国保補正（第2号）、介護補正（第4号）、後期高齢補正（第2号）、水道補正（第4号）、下水道補正（第3号）、病院補正（第3号）、亀岡財産区補正（第1号）、篠財産区補正（第1号）、山階財産区補正（第1号）	委員長報告のとおり	10件一括
2	第72号	【その他】 請負契約の締結	//	単独

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○亀岡市議会委員会条例 昭和48年10月4日 条例第43号 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務文教常任委員会 8人 (1) 議会事務局の所管に属する事項 (2) 市長公室の所管に属する事項 (3) 政策企画部の所管に属する事項 (4) 生涯学習部の所管に属する事項 (5) 総務部の所管に属する事項 (6) 会計管理室の所管に属する事項 (7) 教育委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項 (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 環境市民厚生常任委員会 8人 (1) 環境先進都市推進部の所管に属する事項	○亀岡市議会委員会条例 昭和48年10月4日 条例第43号 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務文教常任委員会 8人 (1) 議会事務局の所管に属する事項 (2) 市長公室の所管に属する事項 (3) 政策企画部の所管に属する事項 (4) 生涯学習部の所管に属する事項 (5) 総務部の所管に属する事項 (6) 会計管理室の所管に属する事項 (7) 教育委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項 (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 環境市民厚生常任委員会 8人 (1) 環境先進都市推進部の所管に属する事項

- (2) 市民生活部の所管に属する事項
- (3) 健康福祉部の所管に属する事項
- (4) こども未来部の所管に属する事項
- (5) 市立病院の所管に属する事項

産業建設常任委員会 7人

- (1) 産業観光部の所管に属する事項
- (2) まちづくり推進部の所管に属する事項
- (3) 上下水道部の所管に属する事項
- (4) 農業委員会の所管に属する事項

- (2) 市民生活部の所管に属する事項
- (3) 健康福祉部の所管に属する事項
- (4) こども未来部の所管に属する事項
- (5) 市立病院の所管に属する事項

産業建設常任委員会 7人

- (1) 産業観光部の所管に属する事項
- (2) まちづくり推進部の所管に属する事項
- (3) 全国都市緑化フェア推進室の所管に属する事項
- (4) 上下水道部の所管に属する事項
- (5) 農業委員会の所管に属する事項